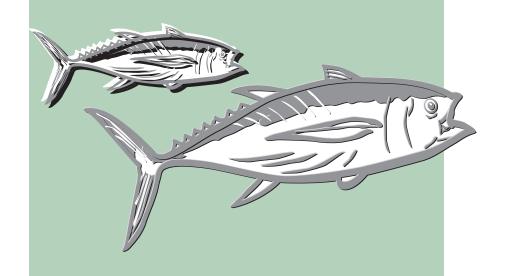
第1章

計画の基本的なことがら

- 1. 計画策定の背景と意義
 - 2. 計画の性格と役割
 - 3. 計画の期間
 - 4. 推進主体
 - 5. 計画の対象
 - 6. 計画の構成



第1章 計画の基本的なことがら

1 計画策定の背景と意義

◆ 塩竈市は、仙台平野を背後にした港町であり、充 実した都市機能を備えたコンパクトな規模のまちです。 丘陵と入り江の織りなす変化に富む景色に恵まれてお り、海に面しているため比較的温暖な気候で、交通の 便のよい住みやすいまちでもあります。

古くは国府多賀城の国府津として、藩政時代には鹽 竈神社の門前町や漁港として発展し、明治以降は東 北本線が開通、近代東北の玄関口としての役割を果た すとともに、水産・港湾都市としての地位を築いてきま した。さらに、仙台都市圏の人口集積が進むなか、交 通の利便性のよさ、うるおいある居住性のよさなどから、 いち早く丘陵地の宅地開発などが進み、市街地が形 成されて都市機能が整備されてきました。

しかし現在では、まち全体として、水産業の低迷や商業機能の活力低下、中心市街地での人口減少などの課題を抱えており、環境に関しても、大気汚染や地盤沈下などの公害に問題が残っているうえ、市民にとって身近な海も古くからの埋立と漁港や港湾整備などにより自然の海岸線が非常に少なくなっています。また、宅地が拡大されたことにより緑地が少なくなっているうえ、都市型水害などの様々な課題を抱えています。

◆ 今日における環境問題は、大量生産・大量消費・ 大量廃棄という社会経済活動の拡大やライフスタイル の変化などを背景として、廃棄物量の増大、都市・生 ※ 活型公害などが顕在化し、従来の公害や自然環境の 問題にとどまらず複雑かつ多様化してきており、現行の 枠組みでは十分な対応が図られない面が生じてきてい ます。

また、市民生活の向上と価値観の多様化により、物の 豊かさから心の豊かさを求める傾向、生活の安全性や 快適性、健康、そして身近な自然とのふれあいに対す る要求も高まってきています。 ◆ 一方、地球温暖 **、オゾン層の破壊など、地球規模での環境や資源の問題が深刻化してきており、国際的には、平成4年にリオ・デ・ジャネイロで開催された国連の地球サミットでの「リオ宣言」等を契機に様々な対応策について合意されています。

わが国においても、国際化時代にふさわしい環境施策の基本的な理念と施策の見直しが求められ、平成5 ** 年に環境基本法が制定され、平成12年には循環型社会形成推進基本法が制定されてきており、国際的に協調し、持続的な循環型社会のシステムづくりが進みつつあります。

◆ こうしたことから、今後の環境行政については、これまでのように環境施策を個別に実施するだけではなく、次世代によりよい環境を引き継いでいくための地域社会づくりを含めて幅広く、総合的・計画的に推進していくことが重要となってきています。

本市ではこのような状況を踏まえ、環境の保全と創造に関する基本理念と、それに基づく新たな環境行政の枠組みを示した「塩竈市環境基本条例」を平成12年6月に制定しました。「塩竈市環境基本計画」は、この条例第8条に基づき策定するものです。

2 計画の性格と役割

▶計画の性格と役割

この計画は、条例の理念の実現に向けて今後の環境分野に関する施策の総合的な推進と、市・市民・事業者の協働による取り組みの推進を目指し、本市の目指すべき環境像、市の環境施策の基本的方向、市民・事業者の環境配慮行動の指針、土地利用面からの環境配慮の指針等を示すもので、本市の環境行政のマスタープランとしての性格と役割を持っています。

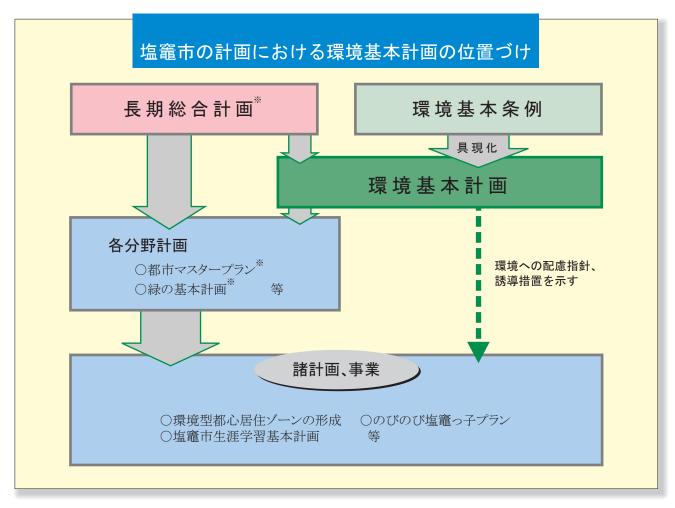
塩竈市環境基本条例の基本理念

第3条

- 環境の保全及び創造は、人類がその一部として存在し、活動している自然の生態系の均衡を尊重し、
 **
 1 人と自然が健全に共生できるような環境を実現するとともに、市民が健康で安全かつ、快適な生活を営むことができるように、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的 ※ 2 な利用の推進等により環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、 行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動に ** おいて環境への負荷の低減を図ることにより、積極的に推進されなければならない。
- ※都市・生活型公害/自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁、近隣騒音など、都市活動、あるいは市民一人ひとりの生活スタイルに起因する公害のこと。
- ※公害/環境基本法では、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義している。この7公害を通常「典型七公害」と呼んでいる。
- ※地球温暖化/二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地球全体の平均気温が上昇するこという。温室効果ガスの濃度が現在のまま増加した場合、100年後には現在に比べ平均気温が約2℃程度上昇し、海面水位が上昇したり、生態系や農業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。
- ※オゾン層/強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素(02)がオゾン(03)に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層。地上から20~25kmに存在する。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収する。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。
- **※国連の地球サミット**/1992(平成4)年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球環境に関する大規模な国際会議(環境と開発に関する国連会議) のこと。「アジェンダ21」や「森林原則声明」が採択された。
- ※環境基本法/日本の環境施策の土台となる法で、環境問題に対処する総合的な政策を進めるために、理念、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、環境保全政策の基本事項などを定めている。1993(平成5)年成立。
- ※マスタープラン/基本的な方針、基本計画を定めたもので、様々な計画の最上位に位置づくもの。総合計画もマスタープランといえる。
- ※生態系/自然界のある地域に住むすべての生物群集とそれらの生活に関与する環境要因とを一体として見たもの。
- ※共生/広く人間と自然が好ましい関係を維持しながら共存する状態をいい、自然環境を守りながら、自然とともに生活すること。
- ※持続的な発展/環境への負荷を軽減し、環境を構成するシステムを健全に維持することで、将来にわたって社会システムの発展と維持を目指すこと。
- ※環境への負荷/環境汚染をはじめとした、地球環境へ及ぼすマイナスの影響のこと。環境への負荷には、汚染物質等が排出されることによるもの、動植物等の自然物が損傷されることによるもの、自然景観が著しく損なわれることによるものなどがある。

▶計画の位置づけ

この計画は、下図のように塩竈のよりよいまちづくり、環境保全・創造のために長期総合計画と一体となって推進を図っていくものです。



※長期総合計画/まちづくりや行政運営の指針として、基本的な考え方や施策の方向性を定めたものであり、市が策定する各種個別計画の上位計画にあたる。 ※都市マスタープラン/都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。

※緑の基本計画/都市緑地保全法第2条に基づき、都市計画区域内の緑地の保全及び緑化の推進について定める計画のこと。公園緑地などのみどり、樹林地、水辺などについて総合的、計画的な配置、緑化目標、維持管理体制等について定める。

3 計画の期間

国、宮城県などが示す目標や市の着実な環境改善に向けて、目標年次を定め、計画を実行していきます。 計画の期間は、平成14年10月から平成25年3月までとします。なお、環境や社会情勢の変化、計画の進行状況に 対応するために、必要に応じ計画を見直します。

計画の目標年次 平成24年度

4 推進主体 ~ 市、市民、事業者の役割 ~

計画を進める主体は、市(行政)、市民、事業者です(条例第4条から第6条)。

計画を推進していくために、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たすとともに協力して、取り組みを進める必要があります。

条例における各推進主体の責務 事業者の責務 市民の責務 ● 事業活動に伴って発生する公害を防 日常生活に伴う資源及びエネルギ 止し、または自然環境を適正に保全 一の消費、廃棄物の排出等による するために必要な措置を講ずる。 環境への負荷を低減するようにする。 事業活動に伴う資源及びエネルギー ● 環境の保全及び創造に自ら積極 の消費、廃棄物の排出等による環境 への負荷の低減その他環境の保全 的に努めるとともに、市が実施する 及び創造に自ら積極的に努めるとと 環境の保全及び創造に関する施 もに、市が実施する環境の保全及び 策に協力する。 創造に関する施策に協力する。 市の責務 基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する 基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

※協働/協力して働くこと。市民と行政、事業者などが相互理解のもと、ともに協力して働いてまちづくりを行うという意味で用いている。

5 計画の対象

▶計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、条例第7条に規定されている施策の基本方針を踏まえ、生存・生活環境、自然環境、快適な都市環境及び地球環境とします。

また、下表のように公害や自然環境にあわせて、さまざまな循環システム、くらしに身近な環境も含めます。

環境区分	具体的な対象
生存・生活環境	大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・地盤沈下等の公害、 廃棄物・リサイクル、有害化学物質、など
自然環境	自然景観、海、動植物、水循環、など
快適な都市環境	水辺、公園・緑地、都市景観・歴史景観、 土地利用適正化、オープンスペース、環境美化活動、など
地球環境	温暖化、オゾン層破壊、海洋汚染、エネルギー、など

▶計画の対象地域

計画の対象地域は、塩竈市全域とし、松島湾海域や隣接する市町村との広域的な視点での環境問題についても考慮します。

6 計画の構成

この計画は、以下のような構成となっています。

第1章. 計画の基本的なことがら

●環境基本計画とはどのような計画であるのかを示します。



第2章. 環境の状況

●現在の塩竈市における環境の状況を示します。



第3章. 目指すべき環境のすがた

●将来の塩竈における環境のあり方を示します。

環境に関する将来像

海とともに生き、自らの手で築く、 シーサイド・エコシティ 塩竈

3つの環境像

◆〈共生〉 海とみどりをまもり・育て・いかす、自然と共生するまち

●〈循環〉 都市の機能や環境と調和した暮らしのある地域循環型のまち

●〈参加〉 一人ひとりの自覚と責任のもと、協働で環境保全に取り組むまち



第4章. 計画の実効性を確保するための基本目標と施策の方向

●環境像実現のために目標を定め、取り組みの方向と施策を体系づけます。

環境像



基本目標



施策の方向

具体的施策

第5章. 計画の実効性を確保するための重点施策

●塩竈の環境向上にむけて特に重要と思われる施策を示します。



第6章 市民・事業者における環境配慮のための行動指針

●市民・事業者に主体的な取り組みを呼びかけるための行動指針を示します。



第7章. 計画の進行管理

●計画を推進していくための進行管理のしくみを示します。